

**㉔認知症サポーター養成講座の参加者を募集します**

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守ることからはじまる「応援者」のことです。認知症サポーターを一人でも増やし、安心して暮らせるまちを、みんなでつくっていくことを目指し、認知症サポーター養成講座が全国的に展開されています。笠間市でも2,000名以上の方が、この講座を受講しています。まだ受講したことがない方は、この機会にぜひお申し込みください。

**日時** 9月18日（日）午前10時30分～正午  
**会場** ケアハウスかさま（笠間市石井甲32-1）  
**講師** かさまグリーンハウス 山本 義則さん  
**対象** 笠間市民  
**定員** 20名（先着順）

**参加費** 無料

※養成講座修了者には認知症サポーターの証である「オレンジリング」をお渡しします。

**申込方法** 電話でお申し込みください。

**申込期限** 9月15日（木）

**申・問** 笠間市地域包括支援センター TEL 0296-78-5871

**㉕高齢者・障害者のための成年後見相談会の参加者を募集します**

成年後見センターでは、成年後見制度の有効な利用を促進するため、成年後見の専門家である司法書士、社会福祉士による成年後見に関する無料相談会を開催します。

**日時** 10月22日（土）午前10時～午後3時

**会場** 水戸会場：茨城司法書士会館（水戸市五軒町1-3-16）

土浦会場：茨城県県南生涯学習センター 中講座室2（ウララビル5階）（土浦市大和町9-1）

**内容** 成年後見、遺言、相続等の相談 ※前日までにご予約ください。

**申込方法** 電話でお申し込みください。

**申込期限** 10月21日（金）

**申・問** （公社）成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 TEL 029-302-3166

**㉖将棋大会の参加者を募集します**

児童館で将棋大会を開催します。真剣勝負の対戦を楽しみましょう！低学年の部、高学年の部とあります。ご参加お待ちしております。

**日時** 9月17日（土）午後2時～3時

**場所** 笠間市児童館 図書室  
（笠間市南友部1966-1）

**対象** 小、中、高生

**定員** 16名

**参加費** 無料

**申込方法** 児童館窓口に直接または電話でお申し込みください。

**申込期間** 9月4日（日）～

**申・問** 笠間市児童館 TEL 0296-77-8340

**㉗「敬老の日」イベントの参加者を募集します**

お孫さん、ご家族と楽しい思い出を作りませんか？職員による楽しい催し物を用意しています！ぜひ遊びに来てください。

**日時** 9月17日（土）午前11時～正午

**場所** 笠間市児童館 遊戯室  
（笠間市南友部1966-1）

**定員** 20組

**参加費** 無料

**申込方法** 児童館窓口に直接、またはお電話でお申し込みください。

**申込期間** 9月4日（日）～

**申・問** 笠間市児童館 TEL 0296-77-8340

**㉘廃棄物の不法投棄は法律により禁止されています**

ごみの不法投棄は、深刻な環境汚染につながる重大な犯罪行為のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはこの併科（法人は3億円以下の罰金）となります。

市では不法投棄ボランティア監視員によるパトロールや、不法投棄回収活動などで市民団体のご協力をいただいておりますが、不法投棄は後を絶ちません。不法投棄をなくすには、ごみの処理についてひとりひとりがモラルを持ち、ルールを守ることが必要となります。皆様のご協力をお願いします。

また、不法投棄を見つけた際は、茨城県が設置している「不法投棄110番」（TEL 0120-536-380）または環境保全課にご連絡ください。

**問** 環境保全課（内線127）

**㉙家族介護用品支給事業のお知らせ**

在宅で高齢者等を介護している家族等に、介護用品を購入するための助成券を支給します。希望される方は、内容をご確認のうえ、お申し込みください。

**対象者**（次のすべてに該当する方）

- (1) 笠間市に住所を有し、在宅<sup>\*1</sup>で介護を受けている方
- (2) 要介護3以上の認定を受けている方
- (3) 笠間市介護保険条例に定める保険料を完納<sup>\*2</sup>している方

※1 ケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に入所している方も含みます。なお、医療機関に入院中の方は対象になりません。

※2 対象者の属する世帯全員が、保険料を完納していない場合は対象になりません。

**申請および支給方法**

介護保険証と印鑑を持参のうえ、高齢福祉課または各支所福祉課の窓口で申請してください。初めての方：申請を随時受付しています。毎月20日が申請締切日となります。

ご利用中の方：9月上旬に更新申請の案内を送付します。継続される場合は、9月20日（火）までに申請してください。

支給が決定すると、市から「支給決定通知書」、「介護用品購入券（4,000円/月）」、「指定販売店一覧」が届きます。購入券は、上期（4月分～9月分）および下期（10月分～3月分）ごとに交付します。支給の限度額は、月額4,000円です。

**購入券の使用について**

交付を受けた方は、指定販売店で購入券と引き換えに、介護用品を購入することができます。※指定する介護用品以外の商品の購入には、本券は利用できません。

※購入金額が4,000円未満の場合、差額は受け取れません。また、購入金額が4,000円を超えた場合、超過分は利用者の負担となります。

**対象となる介護用品**

- ①紙おむつ、②尿とりパッド、③ドライシャンプー、④使い捨て手袋、⑤濡れタオル、⑥ポータブルトイレ用消臭（防臭）剤

**申・問** 高齢福祉課（内線174） 笠間支所福祉課（内線72132） 岩間支所福祉課（内線73173）